

「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の制定について

令和2年11月17日

日本証券業協会

I. 制定の趣旨

本協会では、会員が発行者から社債券等の募集の引受けを行う際の需要の把握、条件決定及び販売等の一連の手続きについて、より一層透明性の向上を図るとともに、我が国社債市場の活性化に繋げることを目的とした検討を行うため、去る2019年12月16日付でエクイティ分科会の下部機関として「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」を設置し、会員が社債券等の募集の引受けを行うに当たって、社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者への提供等に関して必要な事項を検討してきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、会員が社債券等の募集の引受けを行うに当たって、社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者への提供等について必要な事項を定め、市場実勢を尊重した適正な業務の運営を図り、もって資本市場の健全な発展に資することを目的として、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」を制定する。

II. 制定の骨子

(1) 目的

この規則は、会員が募集の引受けを行うに当たって、社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者への提供等について必要な事項を定め、市場実勢を尊重した適正な業務の運営を図り、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 (第1条)

(2) 本規則の対象等

① この規則の対象となる「対象社債券等」は、代表主幹事会員が主として個人に取得させることを目的として引受けを行う債券（いわゆるリテール債）を除く、主幹事方式で発行される債券（地方債、財投機関債、特定社債、社債（新株予約権付社債を除く。）、投資法人債、サムライ債、本邦で発行されるソブリン債）と定義する。 (第2条第1号)

② 「主幹事方式」は、有価証券の募集に際し、発行者から主幹事会員として指名を受けた引受会員が主となって発行条件の決定に関与する方式と定義する。 (第2条第2号)

③ 「引受会員」は、金商法第2条第6項に規定する引受人となる会員と定義する。

(第2条第3号)

- ④ 「主幹事会員」は、引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る対象社債券等の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者から指名された会員と定義する。(第2条第4号)
- ⑤ 「代表主幹事会員」は、主幹事会員が1社である場合は当該主幹事会員、主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社と定義する。(第2条第5号)
- ⑥ 「共同主幹事会員」は、主幹事会員が2社以上ある場合における代表主幹事会員以外の主幹事会員と定義する。(第2条第6号)
- ⑦ 「他の引受会員」は、主幹事会員以外の引受会員と定義する。(第2条第7号)
- ⑧ 「需要情報」は、対象社債券等に係る発行条件ごとの顧客の名称又は業態別の顧客数及びその需要額と定義する。ただし、個人に係るものを除く。(第2条第8号)
- ⑨ 「販売先情報」は、対象社債券等の販売先の顧客の名称又は業態別の顧客数及びその販売額と定義する。ただし、個人に係るものを除く。(第2条第9号)
- ⑩ 「プレ・マーケティング」は、引受会員が対象社債券等の引受けを行うに当たり、投資者からの発行条件に係る水準に関する意見の聴取と定義する。ただし、対象社債券等が金商法第3条各号に掲げる有価証券(地方債等)に該当しない場合は、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後に行うものに限る。(第2条第10号)

(3) 需要情報の発行者等への提供

- ① 代表主幹事会員は、プレ・マーケティングにより取得した需要情報を、毎営業日ごと又は発行条件決定日の前営業日まで(やむを得ない事情がある場合にあつては、発行条件決定日の条件決定までの間)に発行者に提供する。(第3条第1項)
- ② 代表主幹事会員は、共同主幹事会員又は他の引受会員(全ての他の引受会員の引受見込合計額が発行見込額の10%を超える場合における他の引受会員に限る。)があるとき、当該共同主幹事会員及び当該他の引受会員がプレ・マーケティングにより取得した需要情報を取得し、発行者に提供する需要情報に含める。共同主幹事会員及び他の引受会員は、代表主幹事会員と合意した時限までに、需要情報を代表主幹事会員に提供する。(第3条第2項、第3項)
- ③ 代表主幹事会員は、発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員から直接発行者に需要情報を提供させることができる。(第3条第4項)
- ④ 主幹事会員は、需要情報のうち、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報について、主幹事会員間で共有する。(第3条第5項)

(4) 販売先情報の発行者等への提供

- ① 代表主幹事会員は、販売先情報を遅滞なく発行者に提供する。 (第4条第1項)
- ② 代表主幹事会員は、共同主幹事会員又は他の引受会員がある場合には、当該共同主幹事会員及び当該他の引受会員から販売先情報を取得し、発行者に提供する販売先情報に含める。共同主幹事会員及び他の引受会員は、販売後遅滞なく、販売先情報を代表主幹事会員に提供する。 (第4条第2項、第3項)
- ③ 代表主幹事会員は発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員から直接発行者に販売先情報を提供させることができる。 (第4条第4項)
- ④ 主幹事会員は、販売先情報のうち、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報について、主幹事会員間で共有する。 (第4条第5項)

(5) 実名での情報提供が必要となる顧客の範囲等

- ① 主要な投資家及び需要額又は販売額が10億円以上の者については、実名で発行条件ごとの需要額又は販売額を発行者等へ提供する。 (第5条第1項)
- ② 引受会員は実名で需要情報及び販売先情報を提供する必要がある顧客に対して、当該顧客から当該顧客の名称の提供を拒む旨の申出がある場合を除き、需要情報及び販売先情報が発行者及び主幹事会員に提供されることをあらかじめ周知する。 (第5条第2項)
- ③ 引受会員は、実名で需要情報及び販売先情報を提供する必要がある顧客から申出を受けた場合、当該顧客の名称を匿名にして需要情報及び販売先情報を発行者及び主幹事会員へ提供する。 (第5条第3項)
- ④ 引受会員は自己の需要がある場合には実名で発行条件ごとの需要額を明示し、自己の購入がある場合には実名で販売額を明示する。 (第5条第4項)

(6) 提供した情報に係る発行者における適切な管理

- ・ 引受会員は、発行者が需要情報及び販売先情報を受領する場合、当該情報を漏洩することのないよう当該発行者において適切に管理することの確約を得る。 (第6条)

(7) 社内規則の制定

- ・ 引受会員は、対象社債券等の引受けを行うに当たり、対象社債券等の需要情報及び販売先情報の提供に関する社内規則を作成のうえ、遵守し、当該社内規則には、「需要情報の取得・提供方法」、「販売先情報の取得・提供方法」、「需要情報及び販売先情報の作成に用いた根拠資料の保管・保存方法」、「報道機関への適正な情報提供」、「社内検査手続」及び「その他会員が必要と判断する事項」を規定する。 (第7条第1項、第2項)

(8) 社内管理体制の充実

- ・ 引受会員は、対象社債券等の需要情報及び販売先情報の比較等により、対象社債券等の発行
手続等が適正に行われたか否かについて、定期的に検査を行う。 (第8条)

(9) 記録の作成及び保存

- ・ 引受会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう対象社債券等に係る記録（「需要
情報に関する記録」、「販売先情報に関する記録」、「顧客の名称を匿名とした場合には、当該顧
客の名称及び当該顧客が名称の提供を拒んだ事実の記録」、「検査結果に関する記録」及び「そ
の他会員が必要と判断する記録」）を作成のうえ、当該対象社債券等が発行された日から5年
間保存する。 (第9条)

(10) 本協会への報告

- ・ 本協会は、必要があると認めるときは、引受会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の
提出を求めることができ、引受会員はこれに応じる。 (第10条)

Ⅲ. 施行の時期

この規則は、令和3年1月1日から施行し、同日以降に元引受契約を締結する対象社債券等の
募集から適用する。ただし、地方債証券は、令和3年4月1日以降に元引受契約を締結する募集
から適用する。

引受会員が募集の引受けを行う対象社債券等の発行額が100億円以下の場合は、令和3年6
月30日までの間、この規則を適用しないことができる。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則

令和2年11月17日

(目 的)

第1条 この規則は、会員が社債券等の募集の引受けを行うに当たって、社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者への提供等について必要な事項を定め、市場実勢を尊重した適正な業務の運営を図り、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 対象社債券等

次に掲げる主幹事方式で発行される有価証券（代表主幹事会員が主として個人に取得させることを目的として引受けを行うものを除く。）をいう。

イ 地方債証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。）

ロ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。）

ハ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金商法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。）

ニ 社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条の2第1項第4号に規定する新株予約権付社債券を除く。）

ホ 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。）

ヘ 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前イ、ロ、ハ、ニ、ホ又は国債証券（金商法第2条第1項第1号に掲げる有価証券をいう。）の性質を有するもののうち国内で発行されるもの。

2 主幹事方式

有価証券の募集に際し、発行者から主幹事会員として指名を受けた引受会員が主となって発行条件の決定に関与する方式をいう。

3 引受会員

金商法第2条第6項に規定する引受人となる会員をいう。

4 主幹事会員

引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る対象社債券等の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者から指名された会員をいう。

5 代表主幹事会員

主幹事会員が1社である場合は当該主幹事会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は、

そのうち代表する1社をいう。

6 共同主幹事会員

主幹事会員が2社以上ある場合における代表主幹事会員以外の主幹事会員をいう。

7 他の引受会員

主幹事会員以外の引受会員をいう。

8 需要情報

対象社債券等に係る発行条件ごとの顧客の名称又は業態別の顧客数及びその需要額をいう（個人に係るものを除く。）。

9 販売先情報

対象社債券等の販売先の顧客の名称又は業態別の顧客数及びその販売額をいう（個人に係るものを除く。）。

10 プレ・マーケティング

引受会員が対象社債券等の引受けを行うに当たり、投資者からの発行条件に係る水準に関する意見の聴取をいう。ただし、対象社債券等が金商法第3条各号に掲げる有価証券に該当しない場合は、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後に行うものに限る。

（需要情報の発行者等への提供）

第3条 代表主幹事会員は、プレ・マーケティングにより取得した需要情報を、毎営業日ごと又は発行条件決定日の前営業日まで（やむを得ない事情がある場合にあっては、発行条件決定日の条件決定までの間）に発行者に提供しなければならない。

2 代表主幹事会員は、共同主幹事会員又は他の引受会員（全ての他の引受会員の引受見込合計額が発行見込額の10%を超える場合における他の引受会員に限る。以下この条において同じ。）があるとき、当該共同主幹事会員及び当該他の引受会員がプレ・マーケティングにより取得した需要情報を取得し、前項に基づき発行者に提供する需要情報にこれを含めなければならない。

3 共同主幹事会員及び他の引受会員は、代表主幹事会員と合意した時限までに、需要情報を代表主幹事会員に提供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、代表主幹事会員は発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員から直接発行者に需要情報を提供させることができる。

5 主幹事会員は、需要情報のうち、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報について、主幹事会員間で共有するものとする。

（販売先情報の発行者等への提供）

第4条 代表主幹事会員は、販売先情報を遅滞なく発行者に提供しなければならない。

2 代表主幹事会員は、共同主幹事会員又は他の引受会員がある場合には、当該共同主幹事会員及び当該他の引受会員から販売先情報を取得し、前項に基づき発行者に提供する販売先情報にこれを含めなければならない。

3 共同主幹事会員及び他の引受会員は、販売後遅滞なく、販売先情報を代表主幹事会員に提供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、代表主幹事会員は発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員から直接発行者に販売先情報を提供させることができる。

- 5 主幹事会員は、販売先情報のうち、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報について、主幹事会員間で共有するものとする。

(実名での情報提供が必要となる顧客の範囲等)

第 5 条 顧客(個人を除く。)が次の各号のいずれかに該当する者である場合、第 2 条第 8 号及び同条第 9 号の規定にかかわらず、第 3 条中「需要情報」とあるのは「需要情報(発行条件ごとの顧客の名称及びその需要額をいう。)」と、前条中「販売先情報」とあるのは「販売先情報(販売先の顧客の名称及びその販売額をいう。)」と読み替えるものとする。

- 1 業として預金又は貯金の受入れをすることができる者(国内に支店を有する外国法人を含む。)
 - 2 金融商品取引業者(国内に支店を有する外国法人を含む。)
 - 3 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。)
 - 4 保険会社(国内に支店を有する外国法人を含む。)
 - 5 全国共済農業協同組合連合会
 - 6 全国共済水産業協同組合連合会
 - 7 全国労働者共済生活協同組合連合会
 - 8 国家公務員共済組合連合会
 - 9 国家公務員共済組合(国家公務員共済組合法第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合をいう。)
 - 10 地方公務員共済組合連合会
 - 11 全国市町村職員共済組合連合会
 - 12 日本私立学校振興・共済事業団
 - 13 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 14 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 15 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 16 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 - 17 独立行政法人福祉医療機構
 - 18 独立行政法人都市再生機構
 - 19 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 20 独立行政法人環境再生保全機構
 - 21 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 22 企業年金連合会
 - 23 地方公共団体金融機構
 - 24 沖縄振興開発金融公庫
 - 25 株式会社国際協力銀行
 - 26 株式会社日本貿易保険
 - 27 前各号に該当しない者のうち、需要額又は販売額が 10 億円以上の者(外国法人を含む。)
- 2 引受会員は、前項各号に掲げる顧客に対して、顧客から当該顧客の名称の提供を拒む旨の申出がある場合を除き、需要情報及び販売先情報(いずれも前項の読替え後のものをいう。)が発行者及び主幹事会員に提供されることをあらかじめ周知するものとする。

- 3 引受会員は、顧客から前項の申出を受けた場合には、当該顧客の名称を匿名により発行者及び主幹事会員に提供するものとする。
- 4 引受会員は、自己の需要がある場合には需要情報に発行条件ごとの自己の名称及び需要額を明示し、自己の購入がある場合には販売先情報に自己の名称及び購入額を明示しなければならない。

(提供した情報に係る発行者における適切な管理)

第 6 条 引受会員は、第 3 条の規定により提供する需要情報及び第 4 条の規定により提供する販売先情報を発行者が受領する場合、当該情報を漏洩することのないよう当該発行者において適切に管理することの確約を得るものとする。

(社内規則の制定)

第 7 条 引受会員は、**対象社債券等の引受けを行うに当たり、**対象社債券等の需要情報及び販売先情報の提供に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守しなければならない。

2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、規定するものとする。

- 1 需要情報の取得・提供方法
- 2 販売先情報の取得・提供方法
- 3 需要情報及び販売先情報の作成に用いた根拠資料の保管・保存方法
- 4 報道機関への適正な情報提供
- 5 社内検査手続
- 6 その他会員が必要と判断する事項

(社内管理体制の充実)

第 8 条 引受会員は、対象社債券等の需要情報及び販売先情報の比較等により、対象社債券等の発行手続等が適正に行われたか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

(記録の作成及び保存)

第 9 条 引受会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう対象社債券等に係る次の各号に掲げる記録を作成し、当該対象社債券等が**発行された日**から 5 年間保存しなければならない。

- 1 需要情報に関する記録
- 2 販売先情報に関する記録
- 3 前 2 号に関し、第 5 条第 3 項の規定により、顧客の名称を匿名とした場合には、当該顧客の名称及び当該顧客が名称の提供を拒んだ事実の記録
- 4 前条に規定する検査結果に関する記録
- 5 その他会員が必要と判断する記録

(本協会への報告)

第 10 条 本協会は、必要があると認めるときは、引受会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 引受会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行し、同日以降に元引受契約を締結する対象社債券等の募集から適用する。ただし、地方債証券は、令和3年4月1日以降に元引受契約を締結する募集から適用する。
- 2 引受会員が募集の引受けを行う対象社債券等の発行額が100億円以下の場合は、令和3年6月30日までの間、この規則を適用しないことができる。

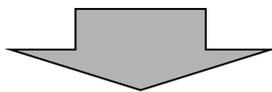
「社債券等の募集に係る需要情報及び 販売先情報の提供に関する規則」 の制定について

2020年11月17日

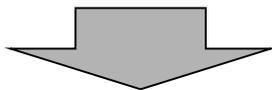
1. 検討の経緯

○当局からの問題提起や会員からの検討提案を踏まえ検討に着手

主幹事会員が社債券等の募集の引受けを行う際の透明性向上策等に関して検討



○2019年12月、「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」を設置
(エクイティ分科会の下部のワーキング・グループ)



○「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」において検討

・発行条件決定プロセス等の見直し

→社債券等に係る需要情報及び販売先情報を発行者に提供することや当該情報提供に係る社内規則の整備、社内検査等を求める自主規制規則の制定について検討

2. ワーキング・グループにおける検討の結果

検討の視点

- 多様な投資家が存在する欧米では、社債券の発行条件の決定プロセスにおいて、正確な需要をもとに発行条件交渉を行うPOT方式が主流となっている。POT方式では需要情報及び販売結果について投資家の実名が発行者に伝達されており、透明性が高いと考えられている
- 一方、日本においてはリテンション方式が主流であり、発行者に伝達される情報が限定的であるとの指摘もある
- 主幹事会員が社債券の募集等の引受けを行う際の条件決定に関する一連の手続について、より一層透明性の向上を図ることが必要

「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」における検討結果

- 条件決定プロセスを以下のとおり見直す
 - ①リテンション方式・POT方式に関わらず、需要情報及び販売先情報について、発行者に対して、「主要な投資家の実名」を提供する
(欧米のPOT方式と異なり日本のPOT方式では、必ずしも主要な投資家の実名が発行者に提供されない場合もあるため、POT方式でも原則実名で情報共有)
 - ②発行者に提供する情報（上記①）について主幹事間で原則として共有する

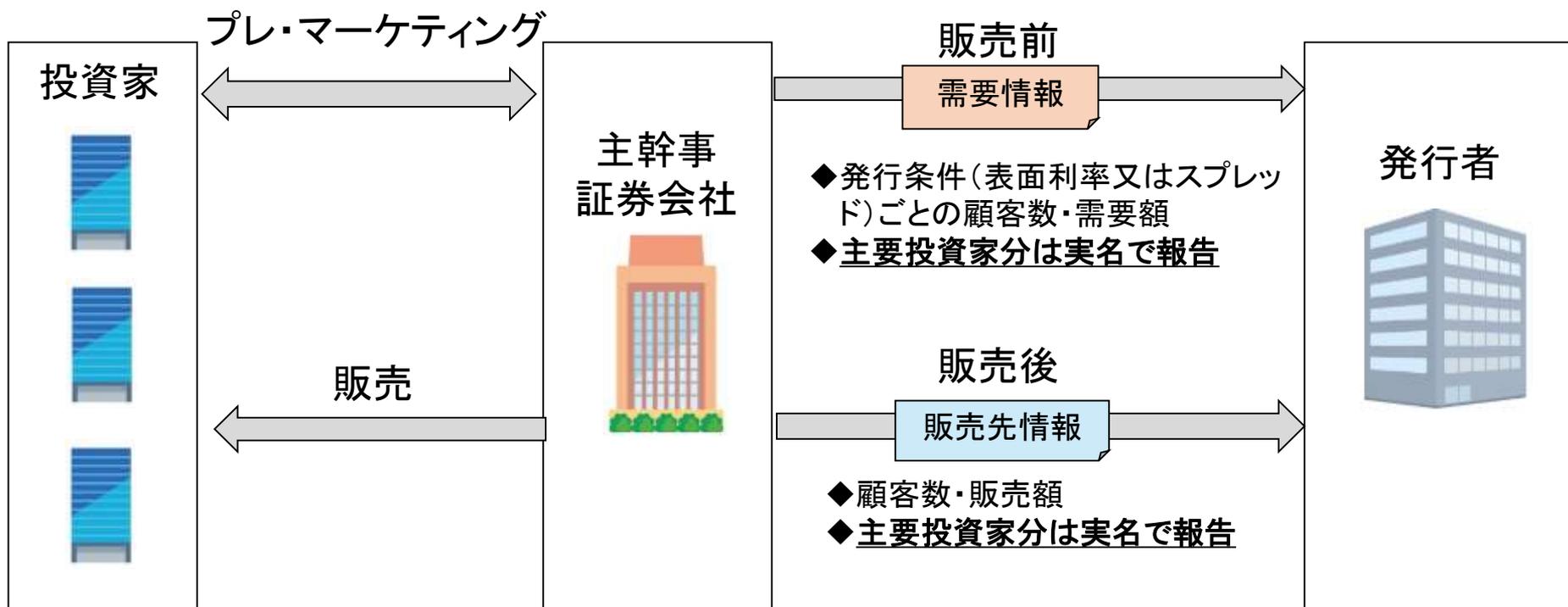
→POT方式・リテンション方式ともに発行者への情報提供を義務化することで、重複需要の発生を防止価格透明性の高い起債運営が期待できる。

POT方式 : 主幹事が主要投資家の名称や需要額・購入額をシステム(POT)に入力して発行者と共有する方式

リテンション方式 : 各主幹事が投資家の名称を伏せて総需要のみを発行者に提供する方式
現状は、業態ごとの件数と金額の合計のみ共有されることが多い

3. 条件決定プロセスの見直しの概要

- 主幹事証券会社が、発行者に対して、プレ・マーケティングで取得した「需要情報」と「販売先情報」を提供することで、正確な需要をもとに適正なプライシングが行われ、かつ、その結果が検証可能となるよう条件決定プロセスを見直す



4. 規則の概要

項目	自主規制規則の概要
1. 対象債券	主幹事方式で発行される社債券等(個人向けを除く)*1
2. 需要情報	発行条件(表面利率又はスプレッド)ごとの顧客数・需要額
3. 販売先情報	顧客数・販売額
4. 需要・販売先情報の提供に際して、実名が必要となる投資者の範囲	<p>プレ・マーケティングの対象先である主要な投資家(預金等取扱金融機関+金融商品取引業者+投資法人+保険会社+いわゆる中央公的+需要・販売額が10億円以上の法人)</p> <p>※上記以外は実名が不要で、業態別の需要情報又は販売先情報を発行者へ提供する ※引受会員自身の需要情報・販売先情報があれば、明示する</p>
5. 社内管理体制の整備	需要情報及び販売先情報の取得・提供方法、社内検査手続の実施、各種記録の保存等について、社内管理体制を整備
6. 規則施行時期	施行時期は、2021年1月1日(ただし、地方債は2021年4月1日)なお、発行額100億円以下の起債案件は、2021年6月30日まで本規則を適用せず、7月1日から全面施行

*1:事業法人債、地方債、財投機関債、特定社債、投資法人債、サムライ債、ソブリン債

「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の考え方について
(Q & A)

2020年11月17日

日本証券業協会

I. 本規則の対象

Q 1. 規則の対象となる対象社債券等について、具体的にはどのようなものか。

A 主幹事方式で発行される以下の社債券等のうち、いわゆるリテール債（代表主幹事が主として個人に取得させることを目的として引受けを行うもの）を除いたものである。

規則の対象となる社債券等は、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券（いわゆる財投機関債）、社債券（新株予約権付社債券を除く）、特定社債券（生命保険相互会社の基金特定目的会社の債券等）、投資法人債券（いわゆる REIT 債等）及び外国の者が国内で発行するこれらの性質を有する証券（いわゆるサムライ債）や本邦で発行されるソブリン債を指す。

なお、国債は入札方式で発行されていることから、本規則の対象とはしていない。

Q 2. いわゆる「シ団引受方式（プレマ）方式」、「入札方式」で条件決定される債券は本規則の対象となるか。

A 本規則は、投資家の需要に基づき条件が決定される方式である「主幹事方式」を対象としている。

「シ団引受方式（プレマ）方式」、「入札方式」は、投資家の需要に基づく条件決定を行うものではないことから、本規則の対象とはしていない。

Q 3. 売出しの引受けを行う場合は対象か。

A 本規則は、社債券等の発行条件の決定プロセスの透明性向上のため、需要情報及び販売先情報の発行者への提供等を定めたものであり、募集の引受けを対象としており、売出しは対象としていない。

ただし、会員は、「有価証券の引受け等に関する規則」第 24 条に基づき、売出しにあっても適正な条件決定を行う必要がある。

Q 4. 対象社債券等で銀行が主幹事となる場合に規則は適用されるのか。

A 本規則の対象は、会員（証券会社）のみとしていることから、特別会員（銀行）には本規則は適用されない。会員と特別会員が主幹事方式により対象社債券等の条件決定を行い、引受けを行う場合には、本規則の対象となる需要情報及び販売先情報は、会員が取得したものに限られる。

主幹事方式で発行される対象社債券等について、特別会員（銀行）が主幹事になるケースは現時点ではごく稀であることから、本規則の対象外としている。

II. 需要情報の提供

Q 5. 「需要情報」とは何か。

A 需要情報とは、対象社債券等に係る発行条件ごとの顧客の名称又は業態別の顧客数及びその需要額をいう（個人に関するものを除く。）。

本規則第5条に定める実名での情報提供が必要となる顧客については、発行条件ごとの顧客の名称及びその需要額をいい、それ以外の顧客は発行条件ごとの業態別顧客数及び需要額をいう。

なお、引受会員の自己の需要がある場合には、自己の需要がある旨を明示する必要がある。

(需要情報のイメージ) (最終需要)

利回り (発行条件)		0.24%		0.25%	
スプレッド (発行条件)		39.5bp		40.5bp	
業態	投資家名	需要金額 (億円)	件数	需要金額 (億円)	件数
生保	A生命保険 (実名伝達対象)			20	-
	B生命保険 (実名伝達対象)			8	-
信託	C信託銀行 (実名伝達対象)			16	-
・				・	
・				・	
・				・	
地方公的	(実名伝達対象外)			12	3
その他	D株式会社 (実名伝達対象)			10	-
	(実名伝達対象外)			8	2
自己ブック	E証券会社 (実名伝達対象)			2	-
合計		0	0	400	100
需要倍率 (発行額対比)		0%		200.0%	

(参考)

地方公的：地方公共団体、公務員共済組合等

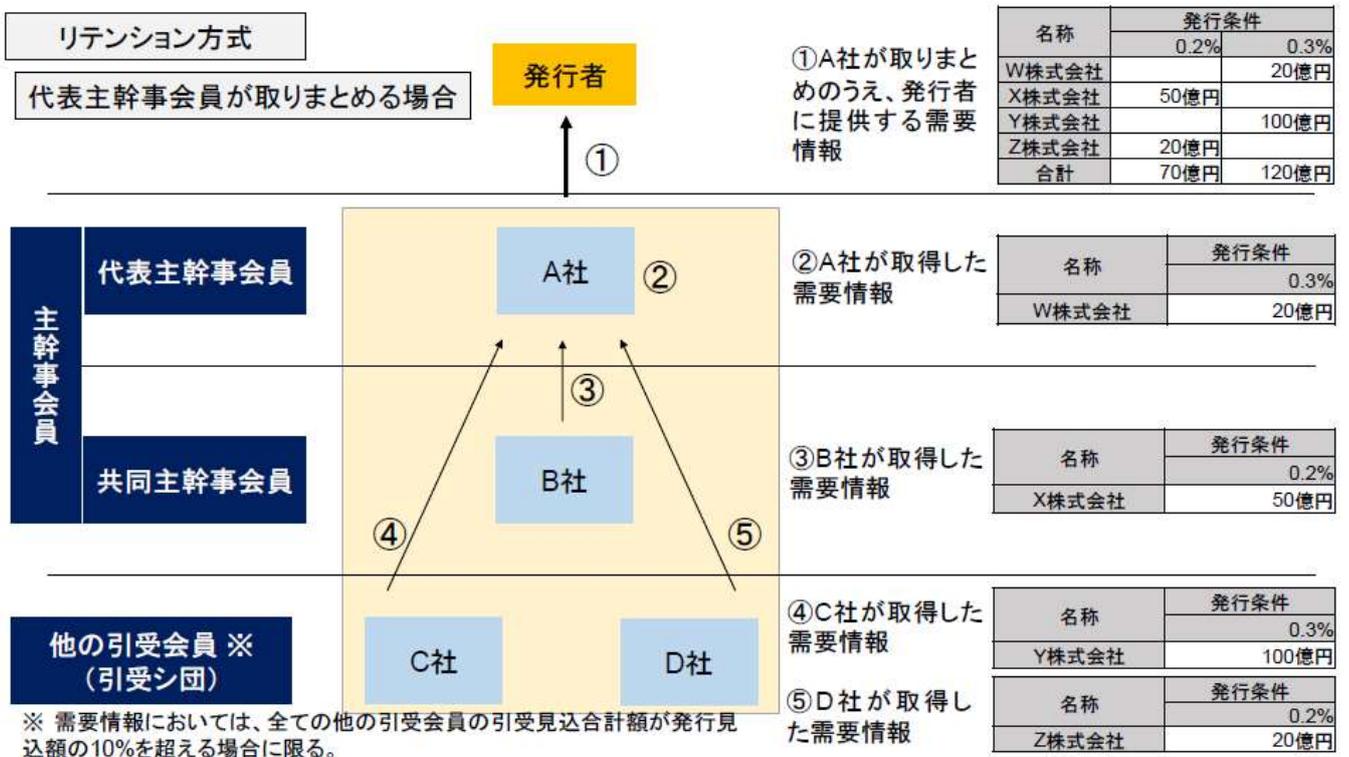
その他：諸法人（財団法人、事業法人）等

Q6. 「需要情報」の発行者への伝達について、どのような提供フローになるか。

A リテンション方式において、主幹事会員が複数ある場合や、他の引受会員（いわゆる「引受シ団」）がある場合（全ての他の引受会員の引受見込合計額が発行見込額の10%超の場合に限る。）、原則として、代表主幹事会員が取りまとめて発行者へ需要情報を報告することとなる。

具体的には、共同主幹事会員及び他の引受会員が取得した需要情報を代表主幹事会員に送付し、代表主幹事会員がこれを集約の上、発行者に提供することとなる。

また、発行者に提供された需要情報（ただし、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報に限る）は主幹事会員間で共有する。なお、他の引受会員の発行条件決定への関与度合いは相対的に低いので、他の引受会員へ共有することを規則に定めていない。



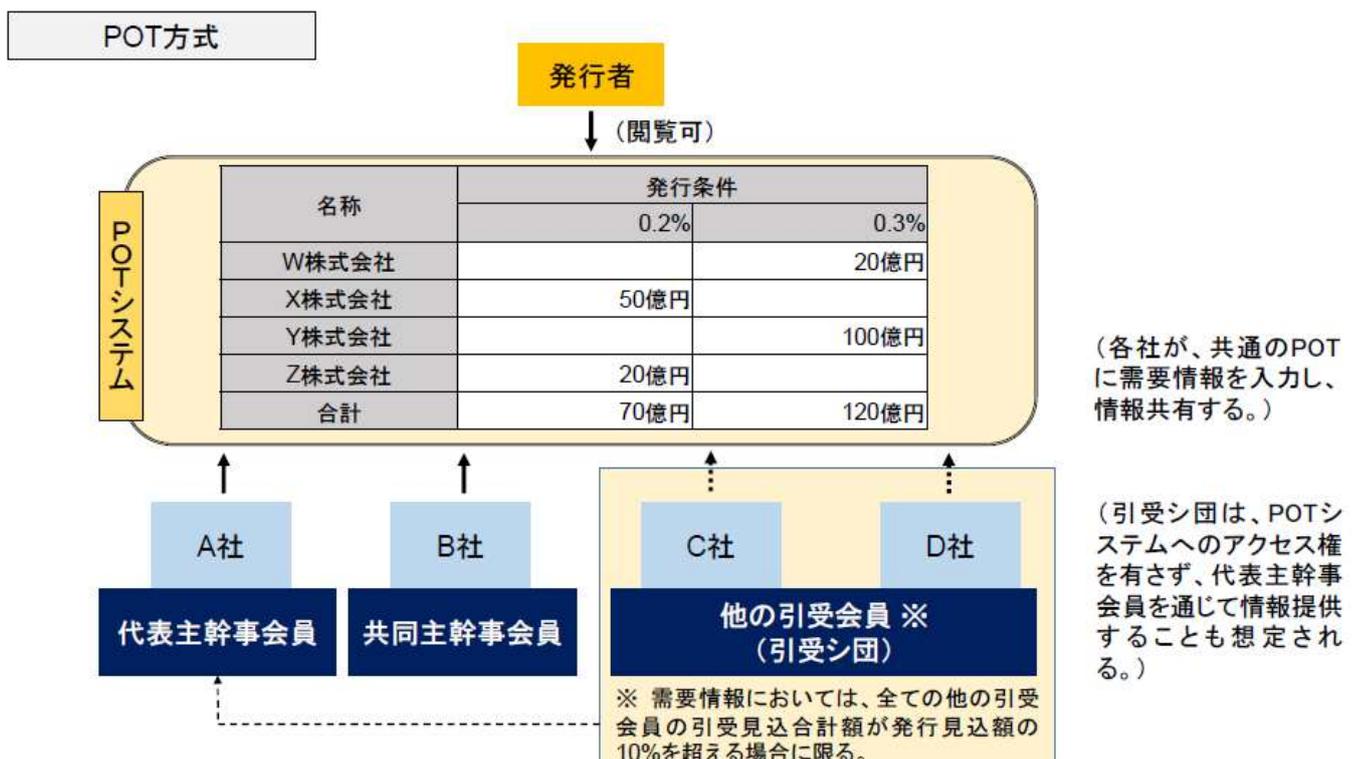
一方、POT方式の場合、発行者及び各引受会員（代表主幹事会員、共同主幹事会員及び他の引受会員※）がPOTシステムの情報を共有することとなる。代表主幹事会員は発行者の同意を得て、各引受会員が直接POTシステムに需要情報を入力することを指示し、各引受会員が各々POTシステムに取得した需要情報を入力することで、発行者に情報提供することになる。

ただし、他の引受会員（引受シ団）については、POTシステムへのアクセス権を有しない場合もあり、その場合は、代表主幹事会員が他の引受会員※が取得した需要情報を代行して入力することが考えられる。

また、POTの情報はPOTシステムにアクセス可能な各引受会員で共有されることとなる。

なお、顧客からの同意を得られれば、本規則第5条第1項各号に掲げる投資家以外の顧客（個人を除く。）の需要情報及び他の引受会員が取得した需要情報（個人を除く。）についてもPOTシステムに入力のうえ、発行者及び各引受会員間で共有することが可能である。

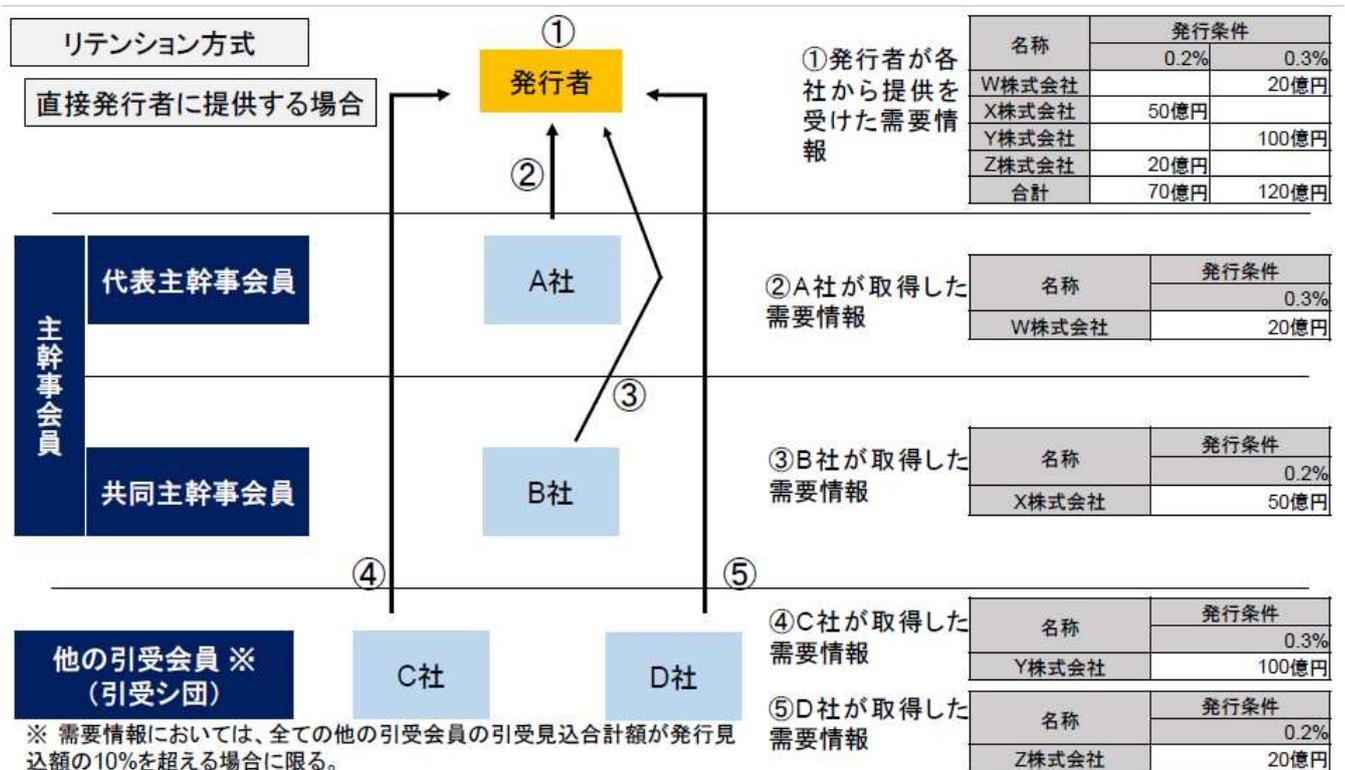
※ 全ての他の引受会員の引受見込合計額が発行見込額の10%超の場合に限る。



また、リテンション方式の場合であっても、発行者からの要請等を受け、各引受会員から直接発行者に報告を行うことも考えられる。

代表主幹事会員は、発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員に対し、直接発行者に情報提供することを指示し、共同主幹事会員及び他の引受会員が各々発行者に情報提供することになる。この場合、代表主幹事会員において需要情報の取りまとめは行われない。

なお、直接発行者に提供する場合、代表主幹事会員が需要の全体像を把握することが困難となるので、各引受会員は、少なくとも業態別の需要情報（顧客の名称は含まない）を代表主幹事会員に提供することが考えられる。



Q 7. 「需要情報」を発行者に提供する時期はいつか。

A プレ・マーケティングを1日しか行わない場合は、代表主幹事会員は、速やかに需要情報（最終需要）を取りまとめ、条件決定日の前営業日まで（ただし、やむを得ない事情がある場合は条件決定日当日の条件決定までの間）に発行者に提供することが必要である。

プレ・マーケティングを複数日にわたり実施する場合は、代表主幹事会員は、需要情報について、可能な限り、毎営業日ごとに発行者に提供することが望ましいが、少なくとも、プレ・マーケティングの最終日に需要情報（最終需要）を取りまとめ、条件決定日の前営業日まで（ただし、やむを得ない事情がある場合は条件決定日当日の条件決定までの間）に発行者に提供することが必要である。なお、POT方式は、実務上可能であれば、需要情報を取得した都度（少なくとも毎営業日）、POTシステムに入力することが望ましい。

Q 8. 「サウンディング」や「ソフトヒアリング」により取得した不確定な需要の見込みに係る情報の提供は含まれない理解でよいか。

また、「プレ・マーケティング」により取得した情報であっても、「検討中」など、不確定な需要の見込みに関する情報は提供すべきではない理解でよいか。

A 一般的に、「プレ・マーケティング」は、条件決定日の6～1営業日前に、発行条件の具体的な水準（〇%～〇%、スプレッドT+〇bps～〇bps）を投資家に示し、意見を聴取する手続きである。「サウンディング」、「ソフトヒアリング」により取得する情報は不確定な情報であることから、発行者に提供する「需要情報」には含まれない。

また、「プレ・マーケティング」により取得した情報であっても、顧客が「検討中」としている情報など、不確定な情報を「需要情報」に含めることは、需要の精度を低めることに繋がるので、不確定な情報は含めるべきではないと考えられる。「需要情報」は、顧客から確定情報として得たものを提供すべきと考えられる。

なお、投資家コメントは本規則で発行者に提供を求める「需要情報」に含まれない。

(注)「サウンディング」とは、一般的に、条件決定日の10営業日以上前に、起債を具体化するにあたって、市場が不安定な場合などに、投資家のニーズ（発行予定時期、発行年限、発行額等）をあらかじめ把握するため実施する。サウンディングを実施しない場合もある。

「ソフトヒアリング」とは、一般的に、条件決定日の8～4営業日前に、発行者が起債意思を固めた後（メディア等への公表後）に、投資家のニーズをより具体的に把握するため実施する。投資家に発行条件の水準を示さず、投資家の発行条件に対する考え方を広範に確認する。

Ⅲ. 販売先情報の提供

Q 9. 販売先情報とは何か。

A 販売先情報とは、対象社債券等の販売先の顧客の名称又は業態別の顧客数及びその販売額をいう（個人に関するものを除く。）。

本規則第5条に定める実名での情報提供が必要となる顧客については、顧客の名称及びその販売額をいい、それ以外の顧客は業態別顧客数及び販売額をいう。

なお、引受会員の自己購入額（いわゆる「募残」を含む）がある場合には、自己の購入額を明示する必要がある。

（販売先情報のイメージ）

業態	投資家名	販売金額 （億円）	件数
生保	A 生命保険	10	-
	B 生命保険	4	-
信託	C 信託銀行	8	-
・ ・ ・		・ ・ ・	
地方公的	（実名伝達対象外）	6	3
その他	D 株式会社	10	-
	（実名伝達対象外）	4	2
自己ブック	E 証券会社	2	-
合計		200	100

（参考）

地方公的：地方公共団体、公務員共済組合等

その他：諸法人（財団法人、事業法人）等

Q 1 0. 販売先情報の提供の具体的なフローは何か。

A 基本的には、需要情報と同様のフローで報告することとなる。(Q 6. 参照)

ただし、販売先情報については、他の引受会員は引受シェアに関わらず、発行者に販売先情報の提供を行う。

Q 1 1. 販売先情報は、いつまでに提供する必要があるか。

A 販売先情報は、需要情報と販売結果を事後的に検証できるようにするためのものであり、必ずしも販売当日である必要はないが、合理的な範囲においてできるだけ早く提供すべきである。

IV. 実名で伝達する投資家

Q 1 2. 実名で伝える投資家の範囲について、「業として預金又は貯金の受入れをすることができる者」とあるが、具体的な対象は何か。

A 「業として預金又は貯金の受入れをすることができる者」とは、銀行、信託銀行、外国銀行支店、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会のほか、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社商工組合中央金庫、信金中央金庫、労働金庫連合会、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫が該当する。

Q 1 3. 顧客から「匿名」で伝達するよう要請された場合は、どのように扱えばよいか。また、発行者には伝達してよいが、主幹事会員間で共有しないように要請を受けた場合はどのように扱えばよいか。

A 顧客から「匿名」で伝達するよう要請された場合は、当該顧客の需要情報及び販売先情報のうち、顧客の名称を「匿名」や「アカウント X」等の匿名であることが分かる単語に置き換えて提供することとなる。なお、社内記録には顧客の名称と顧客が名称の提供を拒んだ事実を記録する必要がある。

また、発行者に伝達してよいが主幹事会員間で共有しないように要請を受けた場合は、当該顧客の名称を任意の符号に置き換え（例：投資家A）、代表主幹事会員を通じて発行者の同意を得たうえで、発行者に当該任意の符号の顧客の名称を直接提供する（例：投資家Aは、〇〇株式会社）ことが考えられる。この場合、主幹事会員間で当該投資家の名称は共有しないこととなる。

V. 情報管理について

Q 1 4. 主幹事会員間で共有された需要情報及び販売先情報を、投資家への営業活動等の他の目的で使用することはできるか。

A 主幹事会員間で共有された情報を、投資家への営業活動等の他の目的で使用することは適切ではないと考えられる。主幹事会員から共有を受けた需要情報及び販売先情報に関し、本規則の目的に沿った取扱いを行う必要があることを、社内規則で規定することが望ましいと考えられる。

(社内規則文言例)

当社は、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」に基づき提供を受けた需要情報及び販売先情報について、市場実勢を尊重した適正な業務運営を行う目的でのみ利用することとし、投資家への営業活動等の他の目的に利用しないこととする。

VI. 社内規則の制定

Q 1 5. 「報道機関への適正な情報提供」を社内規則で規定することが求められているが、情報提供に当たり留意する事項はあるか。また、提供できない情報はあるか。

A 投資家の購入情報等は、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあると考えられるため、投資家の実名が含まれる情報又は投資家の実名が推知できるような情報は公開することは適切ではないと考えられる。

それ以外の需要情報等に関する業態別のサマリー等については、本規則の対象となる需要情報等ではないと考えられることから、従前どおり取り扱うことで差支えないものと考えられる。

なお、報道機関へ情報提供する際は、実態と乖離した情報を伝達すること、又は、意図的に一部の情報を隠匿することにより、需要の状況や販売結果について誤解を生じせしめることのないように留意する必要があると考えられる。

Ⅶ. 経過措置

Q 1 6. 令和3年6月30日までの間、プレ・マーケティング開始後、発行予定額を100億円以下から100億円超に増額した場合、本規則の対象となるのか。

A 元引受契約を締結する日に発行額が100億円超となった場合、本規則の対象となる。プレ・マーケティング開始時に発行額が100億円以下であっても、発行額が100億円超に増額する可能性がある場合は、可能な限り、当初から本規則の対象として運用することが望ましい。

Q 1 7. 令和3年6月30日までの間、発行額が100億円以下の場合であっても、発行者から本規則に基づき需要情報及び販売先情報の提供を求められた場合、本規則の対象とできるか。

A 発行額が100億円以下の場合であっても、発行者から希望があれば、本規則の対象とすることは可能である。なお、この場合、本規則第9条に規定する記録の作成及び保存等が必要となることに留意する必要がある。

Q 1 8. 同一の発行者により同日に複数の起債が行われる場合、発行額をどのように考えれば良いか。

A 同一の発行者により同日に複数の起債が行われる場合、各債券の発行額が各々100億円以下か否かで規則適用の有無を判断することになる。

以 上